

## 松江市見守りネットワーク事業実施要綱

### （目的）

第 1 条 認知症や知的障がい及び精神障がい等によって、自ら自宅に帰ることができなくなった（以下「未帰宅事案」という。）際に、メール一斉配信によって広く情報を協力者に提供し、対象者の早期発見と保護につなげることを目的とする。

### （実施主体）

第 2 条 本事業は松江市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施する。

### （協力機関）

第 3 条 本事業は松江市及び松江警察署を協力機関とし、未帰宅事案発生時は互いに情報共有をする。

### （事業対象者）

第 4 条 本事業は以下のいずれかに該当し、自ら自宅に帰ることができなくなる恐れがある方を対象とする。

- (1) 認知症の方
- (2) 知的障がいがある方
- (3) 精神障がいのある方
- (4) 市社協会長が必要と認めた方

### （事業の利用申請）

第 5 条 本事業を利用するときは、「松江市見守りネットワーク利用登録申請書（様式 1）」を提出する。

- 2 緊急を要するときは、メール配信の事後に「松江市見守りネットワーク利用登録申請書（様式 1）」を提出することができる。

### （メールの配信）

第 6 条 未帰宅事案発生時は、依頼者の要請に基づき、メール配信を行う。

- 2 未帰宅事案が解決した際は、その旨をメール配信する。
- 3 土日・祝日又は夜間に未帰宅事案が発生したときは、松江警察署がメール配信をすることができる。

### （メール受信協力者の拡大）

第 7 条 市社協は本事業を周知し、メール受信協力者の拡大に取り組む。

(その他)

第8条 その他必要なことは、市社協会長が別に定める。

(施行) この要綱は令和4年4月1日から施行する。